

第3期

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

平成30年度 ものづくり関連施策

ものづくり企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



各制度の詳細は
問い合わせ先まで

高知県商工労働部

事業を新規に立ち上げたい

- ・中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金【県】……………1

新たに事業所を設置・整備したい

- ・地域雇用開発助成金【国】……………2

専門家のアドバイスを受けてたい

- ・専門家派遣事業【認定支援機関】……………3

新たな事業(商品開発等)に取り組みたい

- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔①調査事業②製品開発事業③生産性向上計画作成事業〕……………4～5
- ・研究会発事業化支援事業費補助金【県】……………6
- ・事業化プラン(製品企画書)作成支援【センター】……………7
- ・事業戦略策定支援【センター】……………8
- ・経営革新等支援事業【センター】……………9
- ・販路開拓支援事業【センター】……………10
- ・防災関連産業交流会【県】……………11
- ・農商工連携事業化支援事業等【センター】……………12
- ・産業振興推進総合支援事業費補助金【県】……………13
- ・食品産業総合支援事業費補助金【県】……………14
- ・高知県IoT推進事業費補助金【県】……………15

販路開拓をしたい

- ・見本市への出展【センター】……………16
- ・公的調達制度による信用力の付与【県】……………17
- ・小規模事業者持続化補助金【商工会議所・商工会】……………18
- ・経営革新等支援事業【センター】(再掲)……………9
- ・販路開拓支援事業【センター】(再掲)……………10
- ・防災関連産業交流会【県】(再掲)……………11

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

- ・戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【国】……………19
- ・産学官連携産業創出研究推進事業【県】……………20
- ・産学官連携事業化支援事業費補助金【県】……………21

試作品開発・研究開発・技術の実用化に取り組みたい

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金……………22
- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔②製品開発事業〕
(再掲)……………4
- ・研究会発事業化支援等事業費補助金【県】(再掲)……………6

設備投資をしたい

- ・高知県中小企業設備資金利子補給制度……………23
- ・企業立地促進事業費補助金【県】……………24
- ・IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金【県】……………25
- ・産業振興計画推進融資【県】……………26
- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔③生産性向上計画作成
事業〕(再掲)……………5

減災・防災への備えをしたい

- ・民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金【県】……………27
- ・中小企業耐震診断等支援事業費補助金【県】……………28

円滑な事業承継に取り組みたい

- ・事業承継等推進事業費補助金【県】……………29

後継者育成に取り組みたい

- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】……………30

人材育成等に力を入れたい

- ・キャリアアップ助成金【国】……………31
- ・高知県地域活性化雇用創造プロジェクト……………32
- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】(再掲)……………30

有利な税制措置を受けたい

- ・中小企業経営強化税制【国】……………33
- ・中小企業投資促進税制【国】……………34
- ・中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例【国】……………35
- ・中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例……………36

補助制度比較表

- ・商品開発分野……………37
- ・販路開拓分野……………38
- ・設備投資分野……………39

市町村等が設置・運営するシェアオフィスへ入居する事業者の初期費用の一部を補助する

| | |
|----------------|---|
| 対象者 | 新規創業者等、県外から移転して事業所を開設する事業者 サテライト事業所開設事業者(定着型、短期滞在型) |
| 対象経費・補助率・補助限度額 | ①オフィス賃借料:補助率 1/2 (上限 1万円 ／人・月) ②通信回線使用料:補助率 10/10 (上限 4万円 ／月) ③事業所開設経費 補助率 1/2 (上限 100万円) ④事務機器等リース料、能力開発費、人材確保経費: 補助率 1/2 (上限 50万円 ／年) ⑤新規雇用奨励金 常勤 30万円 、パート 15万円 ／人 等 |
| 補助の要件 | 原則3年以上の事業活動を計画し、シェアオフィス運営者から入居を許可された事業者であること ※ただし、サテライト事業者の場合は短期間(1週間～3ヶ月を想定)のお試し滞在にも活用可能。この場合は①②のみ補助対象 |
| 事業期間 | 最長3年間 |
| 申請受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部産業創造課(担当:飯田、中村) TEL:088-823-9750 FAX:088-823-9261 |

本山町シェアオフィス
～シェアオフィス「もとやま」～

【アクセス】
・大豊ICから車で10分
・高知龍馬空港から車で50分



●所在地: 本山町高角437-2
●お問い合わせ先: 本山町役場まちづくり推進課
TEL 0887-76-3916 FAX 0887-76-2943
mail: koryu@town.motoyama.kochi.jp

土佐町シェアオフィス
～シェアオフィス相川～

【アクセス】
・大豊ICから車で25分
・高知龍馬空港から車で65分



●所在地: 土佐町高須305
●お問い合わせ先: 土佐町役場産業振興課
TEL 0887-82-2450 FAX 0887-70-1333
mail: tosat-40@town.tosa.lg.jp

安田町シェアオフィス
～シェアオフィス「なかやま」～

【アクセス】
・南国ICから車で80分
・高知龍馬空港から車で60分



●所在地: 安田町大字正弘1550番地2
●お問い合わせ先: 安田町役場地域創生課
TEL 0887-38-6713 FAX 0887-38-6780
mail: sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp

四万十町シェアオフィス
～シマントシェアオフィス ヒロイ～

【アクセス】
・四万十町中央ICから車で60分
・高知龍馬空港から車で120分



●所在地: 四万十町広瀬583-13
●お問い合わせ先: (一社)いなかパイプ
TEL 0880-28-5594 FAX 0880-28-5594
mail: office@inaka-pipe.net

津野町シェアオフィス
～シェアオフィス白石～

【アクセス】
・須崎東ICから車で25分
・高知龍馬空港から車で90分



●所在地: 津野町白石甲1421
●お問い合わせ先: 津野町役場企画調整課
TEL 0889-55-2311 FAX 0889-55-2022
mail: kikaku@town.kochi-tsuno.lg.jp

土佐山シェアオフィス
～高知市土佐山庁舎 貸事務室～

【アクセス】
・高知ICから車で25分
・高知龍馬空港から車で50分



●所在地: 高知市土佐山127
●お問い合わせ先: 高知市土佐山地域振興課
TEL 088-895-2312 FAX 088-895-2812
mail: kc-270400@city.kochi.lg.jp

土佐清水市シェアオフィス
～シェアオフィス土佐清水～

【アクセス】
・四万十町中央ICから車で90分
・高知龍馬空港から車で150分



●所在地: 土佐清水市浜町6-22
●問い合わせ先: 土佐清水市観光商工課
TEL 0880-82-1212 FAX 0880-82-1126
mail: kanshou-ig@city.tosashimizu.lg.jp

東洋町シェアオフィス
～シェアオフィスTOYO～

【アクセス】
・南国ICから車で約140分
・高知龍馬空港から車で130分



●所在地: 安芸郡東洋町大字野根丙1427-1
●問い合わせ先: 東洋町総務課企画調整室
TEL 0887-29-3111 FAX 0887-29-3813
mail: soumu@town.toyo.kochi.jp

雇用機会が特に不足している地域において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。

| <p>制度概要</p> | <p>雇用機会が特に不足している地域で、①事業所の設置・整備を行い②ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた助成金を、最大3年間(3回)支給します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|-------------|---------|--|--|--|---------|------|--------|-------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <p>支給額 (1回の支給額)</p> | <table border="1" data-bbox="368 573 1520 1111"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所の設置・整備費用</th> <th colspan="4">対象労働者の数</th> </tr> <tr> <th>3(2)~4人</th> <th>5~9人</th> <th>10~19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>48、60万円 (50万円)</td> <td>76、96万円 (80万円)</td> <td>143、180万円 (150万円)</td> <td>285、360万円 (300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>57、72万円 (60万円)</td> <td>95、120万円 (100万円)</td> <td>190、240万円 (220万円)</td> <td>380、480万円 (400万円)</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>86、108万円 (90万円)</td> <td>143、180万円 (150万円)</td> <td>285、360万円 (300万円)</td> <td>570、720万円 (600万円)</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>114、144万円 (120万円)</td> <td>190、240万円 (200万円)</td> <td>380、480万円 (400万円)</td> <td>760、960万円 (800万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇別に定める生産性要件に該当の場合表の右側の額、非該当の場合左側の額 ◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給額の1/2を第1回に上乗せ支給 ◇創業と認められる場合は、1回目の支給額の1/2を第1回に上乗せ支給 ※()内は創業の場合のみ適用</p> | | | | | 事業所の設置・整備費用 | 対象労働者の数 | | | | 3(2)~4人 | 5~9人 | 10~19人 | 20人以上 | 300万円以上 1,000万円未満 | 48、60万円 (50万円) | 76、96万円 (80万円) | 143、180万円 (150万円) | 285、360万円 (300万円) | 1,000万円以上 3,000万円未満 | 57、72万円 (60万円) | 95、120万円 (100万円) | 190、240万円 (220万円) | 380、480万円 (400万円) | 3,000万円以上 5,000万円未満 | 86、108万円 (90万円) | 143、180万円 (150万円) | 285、360万円 (300万円) | 570、720万円 (600万円) | 5,000万円以上 | 114、144万円 (120万円) | 190、240万円 (200万円) | 380、480万円 (400万円) | 760、960万円 (800万円) |
| 事業所の設置・整備費用 | 対象労働者の数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3(2)~4人 | 5~9人 | 10~19人 | 20人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円以上 1,000万円未満 | 48、60万円 (50万円) | 76、96万円 (80万円) | 143、180万円 (150万円) | 285、360万円 (300万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 57、72万円 (60万円) | 95、120万円 (100万円) | 190、240万円 (220万円) | 380、480万円 (400万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 86、108万円 (90万円) | 143、180万円 (150万円) | 285、360万円 (300万円) | 570、720万円 (600万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000万円以上 | 114、144万円 (120万円) | 190、240万円 (200万円) | 380、480万円 (400万円) | 760、960万円 (800万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>主な支給要件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置・整備を行う前に、管轄の公共職業安定所長に計画書を提出すること(計画期間は最大18カ月です。) ・雇用保険の適用事業所を設置・整備すること ・ハローワーク等の紹介により地域求職者を雇い入れること ・事業所の被保険者数が増加していること ・労働者の職場定着を図っていること ・解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと ・労働関係法令をはじめ法令を遵守していること ・地域の雇用構造の改善に資すると認められること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>お問い合わせ先</p> | <p>高知市南金田1-39 高知労働局職業安定部職業対策課 TEL:088-885-6052 FAX:088-885-6064</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題に対応するために専門家を派遣する

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 中小企業者 |
| 費用 | 無料 |
| 回数の制限 | 年間 3 回まで |
| 専門家 | 国が運営する中小企業支援サイト「ミラサポ」に登録されている経営分析、IT活用、マーケティング、人材育成、工程管理等の専門家 ※「ミラサポ」: https://www.mirasapo.jp/ |
| 利用方法 | 以下の認定支援機関へ要請する |
| 受付期間 | 平成30年4月～平成31年2月(予定) |
| お問い合わせ先 | 高知県地域プラットフォーム「よさこい」 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL: 088-845-6600 FAX: 088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp |

| | |
|--------|----------------------------|
| 認定支援機関 | 金融機関(四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫) |
| | 公益財団法人高知県産業振興センター |
| | 高知県商工会連合会 |
| | 商工会議所(高知・安芸・須崎・中村・土佐清水・宿毛) |
| | 高知県中小企業団体中央会 |
| | 四国産業・技術振興センター |
| | NPO法人ITCこうち |
| | NPO法人こうち企業支援センター |

県内の中小企業が事業戦略に基づき行う市場調査や製品開発において、必要となる費用の一部を助成することにより、事業戦略の推進を後押しする

| | 調査事業 | 製品開発事業 |
|---------|---|---|
| 対象者 | 県内に本社若しくは生産拠点を有する事業者（個別事業者、事業体） | |
| 対象経費 | 製品開発（※）を行う前段として行う客観的な市場調査に必要な経費 | 客観的な市場調査に基づき開発する、高い付加価値を持つ製品の開発（※）に必要な経費 |
| | ※食品を除く工業製品（機械装置、紙製品、防災関連製品等） | |
| 補助率 | 1/2以内 | |
| 補助限度額 | 200万円 （申請時の下限50万円） | 1,000万円 （申請時の下限50万円） |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること ・製品開発に進むことを想定し、本事業完了時に製品開発事業の補助要件を満たすこと 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること ・補助事業完了時点で市場への投入を想定し、市場等の分析を行っていること ・技術的課題の解決が伴うこと 等 |
| 事業期間 | 最長1年間 | 最長2年間 |
| 申請受付期間 | 随時受付 | |
| 採択事業の決定 | 書類等の審査により採択事業を決定する | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部工業振興課（担当：植田、北村） TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 | |

県内の中小企業が事業戦略に基づき行う設備投資の計画段階において必要となる費用の一部を助成することにより、効果的な設備投資を支援し、企業の生産性向上とものづくりに対する挑戦を後押しする

| | 生産性向上計画作成事業 |
|---------|---|
| 対象者 | 県内で1年以上製造業を営んでいる事業者 |
| 対象経費 | ①工場等における設備投資において、機械設備の最適なスペック選定や効率的な配置等、生産性向上計画作成をコンサルタント等に委託する際に要する経費 ②指導、助言等を受けるために招へいた専門家への謝金 ③社員旅費及び②に係る旅費 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 補助限度額 | 150万円 (申請時の下限50万円) |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること ・事業戦略を推進するために必要な取り組みとして設備投資を想定していること ・本事業完了時に、作成した生産性向上計画を提出すること |
| 事業期間 | 最長1年間 |
| 申請受付期間 | 随時受付 |
| 採択事業の決定 | 書面審査にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部工業振興課(担当:山崎、北村) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 |

IT・コンテンツ分野において意欲のある事業者や専門家、金融機関で構成する「高知県IT・コンテンツビジネス起業研究会」において、事業化プランの策定から、販路開拓までを支援

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 中小企業者等 |
| 対象経費 | <p>事業化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品及び新役務の開発事業、運用改善事業に係る直接人件費 等 ・販路開拓事業に係る専門家謝金、旅費、印刷製本費 等 |
| 補助率 | 事業化支援事業: 1/2以内 |
| 補助限度額 | 事業化支援事業: 300万円 |
| 補助の要件 | <p>事業化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県IT・コンテンツビジネス起業研究会」の事業化プラン認定事業者であること 等 |
| 事業期間 | 単年度 |
| 申請受付期間 | 随時受付 |
| お問い合わせ先 | <p>高知県庁商工労働部産業創造課(担当:山本、中村)</p> <p>TEL:088-823-9750</p> <p>FAX:088-823-9261</p> |

全国に通用する「made in 高知」の製品づくりを目指す事業者の、製品開発の企画から製造・販路開拓までの計画づくりを支援する。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 高知県内の中小企業者 (機械金属加工を中心としたものづくり企業を対象) |
| 費用 | 無料 |
| 内容 | <p>以下の項目を整理することで、県外・海外で売れる商品づくりを企画書としてまとめ、確実な事業化を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開発の背景 これまでの取組や開発に至った経緯 2. 開発の目的 開発を行うことで誰のどのようなニーズに応えることができるか。 自社にどのようなメリットがあるか。 3. 市場動向 ターゲットとする市場は拡大しているか。 開発する製品は競合他社の製品と比較して優位に立てるか。 自社(製品)の強み、想定されるリスクは。 4. 方針 開発する商品に持たせる機能や特徴 販売体制(県内、県外、海外) メディアの活用方法 売り上げ目標 5. 目標価格の設定(コスト計算) 価格設定は適正か。 6. 開発日程・体制等 設計・試作・販売の日程・役割分担 7. 資金計画・設備投資計画 量産に向けた資金計画・設備投資計画 8. 知財創成・調査 特許出願はどうするか。 関連する特許は存在するか。 9. 事業損益 どの程度の採算性が見込めるか。 |
| 受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | <p>高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL:http://www.joho-kochi.or.jp/mono</p> |

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略づくりや磨き上げ・実行の取り組みを支援する

| | |
|--------------|---|
| 対象者 | 高知県内の中小企業者（機械金属加工等を中心としたものづくり企業を対象） |
| 費用 | 無料 |
| 事業戦略策定（イメージ） | <p>企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">事業戦略策定手順等のイメージ</p> <p><u>Step1 まずは現在の姿を「見える化」する</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 みずからの会社を振り返ってみる（事業概況） 2 市場環境や業界の競争環境を整理する（マクロ・業界（外部環境）分析） 3 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する（ミクロ・自社（内部環境等）分析） <p><u>Step2 ありたい姿（5年後の理想形）をえがく</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 4 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ（製品開発）や事業規模の拡大（市場開拓）、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <p><u>Step3 実現するための課題を整理する</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 5 着地点（5年後）に向けた取組課題を抽出する 6 指標となる数値目標（KPI）を考える 7 1年目の取組課題を抽出する 8 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する（中長期業績目論見） <p><u>Step4 戦略を実行に移す</u> 「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく</p> <p>※事業戦略の策定に向けては、Step1からStep3の項目整理やStep4の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。</p> </div> |
| 受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | <p>高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL: 088-845-7110 FAX: 088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp/mono</p> |

県内の中小企業者等の振興を図るため、新技術・新製品の開発及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現に向けた取り組みを支援する

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 中小企業者、農協、NPO等 |
| 対象経費 | 新事業動向等調査、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓、人材育成に係る経費(謝金、旅費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費等) |
| 補助率 | 対象経費× 1/2以内 |
| 補助限度額 | 200万円 ／年 |
| 補助の要件 | 下記①～③のいずれかに該当すること ①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定していること ②事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略を策定していること ③県内の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定していること |
| 申請可能期間 | 経営革新計画、事業戦略、経営計画の承認等を受けてから、3年以内 |
| 事業期間 | 平成30年度内(事業完了日は、原則2月末まで) |
| 申請受付期間 | 年2回程度公募予定(4月、7月) |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| その他 | 事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略に位置付けられていれば、審査上の評価点を加点します |
| お問い合わせ先 | 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin30.php 【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9720) 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698) |

県内の中小企業の振興を図るため、県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大のために行う展示会出展等の取り組みを支援する

| | | |
|---------|---|---|
| 対象者 | 県内の中小企業者等 | |
| 対象経費 | 販路開拓のための県外又は海外展示会への出展に係る経費 (旅費、委託費、出展小間料、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費等) | |
| 事業区分 | 海外展示会出展事業 | 国内展示会出展事業 |
| 補助率 | 対象経費 × 1/2以内 | 対象経費 × 1/2～1/4以内 ※過去3年間の事業活用実績に応じて、1/2(無し)、1/3(1年)、1/4(2年)、対象外(3年) |
| 補助限度額 | 100万円/年 | 30万円/年 |
| | ※海外展示会と国内展示会を併用する場合は、100万円/年 | |
| 補助の要件 | 販路開拓に向けた計画的な取組であること ※販路開拓・拡大の方向性やターゲット、目標数値等に関する別途資料の提出が必要 | |
| 事業期間 | 単年度 | |
| 申請受付期間 | 年2回程度公募(第1回は終了、第2回は7月を予定) | |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する | |
| その他 | 事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略に位置付けられていれば、取組に応じて審査上の評価点を加点します | |
| お問い合わせ先 | 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin30.php 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 | |

県内で防災関連製品を開発・製造する企業を対象に製品の開発から販路開拓まで一貫して支援する

| | |
|-----------------|--|
| 対象者 | 防災関連製品を製造・開発している企業、 これから防災に関する取組を実施しようとしている企業、 自主防災組織 等 |
| 費用 | 無料 |
| セミナー・個別相談会 | ・防災に関する製品開発や販路開拓についてのセミナー や、防災関連製品を取り扱う大手商社担当者との個別相談会等への参加機会を提供 |
| 高知家の防災製品サポートデスク | ・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へのメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業から製品開発や販路開拓に関する相談に対応 |
| 認定制度・公的調達制度 | ・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログやホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信する ・公的調達制度(P17)が活用可能 |
| 県外や海外見本市でのPR | ・大都市圏や海外で開催される見本市(P16)への出展機会を提供 |
| 利用方法 | お問い合わせ先までご連絡ください |
| 受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部工業振興課(担当:伊藤・鋤本) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/ |

活用事例

・機械製造業

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

・食品製造業

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

農林漁業者と中小企業者等が連携して地域資源や特性を活かした新商品開発や新サービスの提供を行う取組を支援する

| | 事業化支援事業 | 新商品等開発推進事業 | 販路拡大等支援事業 |
|---------|---|---------------------------------|--|
| 対象者 | 創業を行う者、経営革新を行う県内中小企業者又はNPO法人等と農林漁業者との連携体 ※新商品等開発推進事業は、大学又は試験研究機関等を含む | | |
| 対象経費 | 新事業動向等調査、新商品等の開発、販路開拓、人材育成に係る経費（謝金、旅費、委託費、調査研究費、広告宣伝費） | 新商品等の開発に係る経費（装置・備品費、委託費、特許関連費等） | 既存製品改良、展示会等出展に係る経費（謝金、旅費、改良事業費、広告宣伝費、委託費等） |
| | 新商品等の商品化のための試作に必要な機械装置、又は自社で機械装置を製作する場合の部品、並びに分析等機械装置の購入に要する経費（分析等機械装置とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置であり取得価格50万円未満のもので汎用性のないもの。） | | |
| 助成率 | 対象経費 × 2/3以内 ※新商品等開発推進事業において、大学又は試験研究機関等は10/10 | | |
| 助成限度額 | 500万円／年 | 1,000万円／年 | 200万円／年 |
| 事業期間 | 交付決定日から平成31年1月31日まで | | |
| 申請受付期間 | 年2回公募（第1回：公募終了、第2回：4月上旬） | | |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する | | |
| お問い合わせ先 | 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp/sangyo_shinko_kikin/ | | |

高知県産業振興計画を効果的に実施するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組を総合的に支援する

| | ステップアップ事業 (事業等の立ち上げ段階または試行段階の 取組みを支援) | 一般事業 |
|---------|---|---|
| 対象者 | 中小企業者、中小企業のグループ等 | |
| 対象事業 | 地域アクションプラン等、産業振興計画に位置付けられた取組 (ステップアップ事業は、これに準ずると認められる取組を含む) | |
| 対象経費 | ①新商品等の開発、販路開拓等に 係る経費(謝金、旅費、委託費、 調査研究費、広告宣伝費等) | ①新商品等の開発、販路開拓等に 係る経費(同左) ②建物及び付属設備、構築物、機 械装置、車両運搬具、工具器具備 品等の取得費 |
| 補助率 | 対象経費 × 1/2 以内 | 対象経費 × 1/2 以内 ※地域への経済波及効果が高い取組と 認められる事業は、 2/3 以内 (ただし、企業等のハード事業は1/2以内) |
| 補助限度額 | 200 万円 | 5,000 万円 ※別途要件を満たす場合は、5,000万円の加算措 置あり <拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)> <拠点加算> |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の合意が取れていること ・<u>産業振興計画への位置付けがあること</u> ※②への補助は、以下の要件も満たすこと ・他の事業者と連携して行う事業であること ・主要原材料の県内調達割合が80%以上であること 等 | |
| 事業期間 | 単年度 | |
| 申請受付期間 | 随時募集(一般事業については、月1回程度審査会を開催予定) | |
| 採択事業の決定 | 一般事業については、外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する | |
| お問い合わせ先 | 高知県庁産業振興推進部計画推進課(担当:名執・光内) TEL:088-823-9333 FAX:088-823-9255 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/ | |

県内の食品加工事業者が新たな商品開発や改良、生産管理の高度化及び外商力の向上に取り組むにあたり、必要とする経費の一部を補助することにより、事業者の商品力向上や生産性向上、販路拡大等につなげる。

| | | |
|---------|--|--|
| 対象者 | 県内に所在する中小企業者(食品加工事業者) | 中小企業者等であり、かつ県内の5以上の事業者の商品を取りまとめ、県内外で販売活動を行う者 |
| 対象経費 | ①商品開発・改良に必要な経費 ②生産管理高度化(ソフト事業、ハード事業)に必要な経費 ③地域連携による商品開発・改良に必要な経費 | 展示商談会・フェア等の開催に必要な経費 |
| 補助率 | 対象経費 × 1 / 2以内 (生産管理高度化・ハード事業のみ 1 / 3以内) | |
| 補助限度額 | 300万円 (下限 10万円) ※商品改良のみは、上限200万円 ※生産管理高度化・ソフト事業のみは、上限100万円 | 100万円 (下限 10万円) |
| 補助の要件 | ①商品開発・改良は、外商の成果が見込まれこと ②生産管理高度化は、HACCP手法の導入に必要と認められる、又はHACCP手法の定着及び生産性の向上に必要と認められること ③地域連携による商品開発・改良は、食のプラットフォーム・商品づくりワーキングに参画し、連携による事業化を図ること ※詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。 | |
| 事業期間 | 単年度 | |
| 申請受付期間 | 随時受付 | |
| 採択事業の決定 | 審査会にて採択事業を決定する | |
| お問い合わせ先 | 高知県庁産業振興推進部地産地消・外商課(担当:中村) TEL:088-823-9704 FAX:088-823-9262 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120901/ | |

活用事例

- ・商品の原材料を見直すとともに、新たな商品パッケージを開発し、展示会に出展・PRすることで、県外への販路拡大を目指す。
- ・卸会社や小売店などへの取引拡大に向け、食品製造ラインに、より処理能力が高い製造機器を導入し、生産性の向上を図る。

県内各分野の課題解決に資する、IoTによる新たなシステムを開発する県内中小企業者を支援します。

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 事業を行うために必要な開発拠点を県内に有し、主として県内で事業に取り組む中小企業者 |
| 対象経費 | IoTによる新たなシステムを開発する事業 (直接人件費、原材料費、外注費、謝金、旅費等) |
| 補助率 | 対象経費(税抜き) × 2/3以内 |
| 補助限度額 | 1,000 万円(下限額:50万円) |
| 補助の要件 | 次の全ての要件を満たす必要がある。 (1)高知県IoT推進ラボ研究会(以下「研究会」という。)の会員であること。 (2)公募手続を経た研究会の取組みにより実施する事業であり、このことを研究会事務局が承認している事業であること。 (3)事業を実施するにあたり、県内各分野の課題を有する者が協力する体制を構築していること。 |
| 事業期間 | 最長2年間 (3か年度まで可) |
| 申請受付期間 | 随時受付 |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部産業創造課IoT推進室(担当:利岡・揚田) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 |

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供する。

【平成30年度高知県ブース確保予定の見本市】

| | 出展見本市名 | 関連製品・技術 | 会場 |
|---------|-----------------------------|------------------|-----|
| H30.5月 | 第6回中部ライフガードTEC2018 | 防災関連産業 | 名古屋 |
| | 2018NEW環境展 | 環境・バイオマス関連産業 | 東京 |
| | 第28回西日本食品産業創造展 | 食品加工機械 | 福岡 |
| | インテリアライフスタイル2018 | 環境・バイオマス関連産業 | 東京 |
| H30.6月 | 犯防災総合展 in KANSAI 2018 | 防災関連産業 | 大阪 |
| | FOOMA JAPAN(2018国際食品工業展) | 食品加工機械 | 東京 |
| H30.7月 | 第12回オフィス防災EXPO | 防災関連産業 | 東京 |
| H30.8月 | 第20回ジャパンインターナショナルシーフードショー東京 | 水産加工機械・食品衛生・調理器具 | 東京 |
| H30.9月 | 東京インターナショナルギフトショー秋2018 | 消費財・デザインクラフト | 東京 |
| H30.10月 | 愛媛農林水産参観デー協賛農機展 | 農業機械・資材 | 愛媛 |
| | TOKYO PACK 2018 | 包装機械・食品機械 | 東京 |
| | 危機管理産業展2018 | 防災関連産業 | 東京 |
| | 国際福祉機器展2018 | 福祉・健康関連産業 | 東京 |
| | 第8回農業資材EXPO | 農業機械・資材 | 千葉 |
| H30.11月 | 第3回関西オフィス防災EXPO | 防災関連産業 | 大阪 |
| | 2018森林・林業・環境機械展示実演会 | 林業機械・資材 | 東京 |
| | ジャパンホームショー2018 | 建築・住宅関連産業 | 東京 |
| H31.1月 | ベビー&キッズ EXPO | 消費財・デザインクラフト | 千葉 |
| H31.2月 | 第23回震災対策技術展横浜 | 防災関連産業 | 神奈川 |
| | 東京インターナショナルギフトショー春2019 | 消費財・デザインクラフト | 東京 |
| | 国際ホテル・レストラン・ショー(HCJ2019) | 厨房機器・食品衛生 | 東京 |
| | 第16回シーフードショー大阪 | 水産加工機械・食品衛生・調理器具 | 大阪 |
| H31.3月 | 建築・建材展2019 | 各種建材関連製品 | 東京 |
| | 第5回 Care TEX 2019 | 介護施設機器・備品 | 東京 |

問い合わせ先

高知県産業振興センター
ものづくり地産地消・外商センター 外商部 外商課
TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556
URL:<http://www.joho-kochi.or.jp/mono>

県が認定した中小企業者等が開発・生産する商品を、県が必要に応じて発注を行うことで県との受注実績を作るとともに、使用後はユーザーの立場から評価を返し、今後の商品改良等に役立てる制度

| | 新事業分野開拓者認定制度 | モデル発注制度 |
|---------|--|---------------|
| 対象者 | 県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等 | |
| 対象製品 | 物品・サービス | 土木建築関連の技術・工法等 |
| 認定機関 | 5年 | 3年 |
| 応募要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・販売を開始してから5年以内のものであること ・市場性が見込まれること ・価格水準が適正であること ・県の機関等で用途が見込まれること ・防災関連製品については、「高知県防災関連製品認定制度(※)」の認定を受けていること 等 | |
| 申請受付期間 | 年2回公募予定 第1回目公募期間：平成30年6月～7月 審査会 ：平成30年9月 第2回目公募期間：平成30年11月～12月 審査会 ：平成31年2月 | |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部工業振興課(担当：竹吉・西尾) TEL：088-823-9720 FAX：088-823-9261 URL： http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/ | |

※参考：防
災関連製品
認定制度
(P. 12)

・県内企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行った上で、高知県防災関連産業交流会が「高知県防災関連登録製品」として認定する制度

・認定された製品・技術は、「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、登録製品カタログや県のホームページへ掲載し、県内外に情報を発信

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その経営計画に基づいた販路開拓等の取り組みを支援する

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 小規模事業者 ・従業員数5人以下の卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く) ・上記業種以外の従業員数20人以下の事業者 |
| 対象経費 | 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、専門家謝金、委託費、外注費等 |
| 補助率 | 対象経費×2/3以内 |
| 補助限度額 | 50万円 ※従業員の賃金を引き上げる取り組み、買物弱者対策の取り組み、海外展開の取り組みの場合は、補助上限額が100万円に引き上がります。 ※原則、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能。その際の補助上限は100万～500万円。(連携事業者数×50万円or100万円) |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営計画を策定すること ・ 商工会または、商工会議所の支援を受けながら、経営計画に基づいて取り組む事業であること 等 |
| 事業期間 | 交付決定日から平成30年12月31日まで |
| 申請受付期間 | 平成30年3月9日(金)～5月18日(金) |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県商工会議所連合会 (商工会議所管轄の小規模事業者) TEL:088-875-1177 FAX:088-873-0572 高知県商工会連合会 (商工会管轄の小規模事業者) TEL:088-846-2111 FAX:088-846-2244 |

想定事例

- ・ 新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシの作成
- ・ 集客力を高める、または生産性向上のための設備導入
- ・ 魅力ある商品作りの一環として、商品パッケージ制作

デザイン開発、精密加工等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組や第4次産業革命に対応できるよう取り組むサービスモデル開発等の取組を支援する。

| | 研究開発・試作品開発 | サービス開発 |
|---------|--|---|
| 対象者 | 「中小ものづくり高度化法」に基づく認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含み、事業管理機関、研究等実施機関などによって構成される共同体を基本とする。 | 「中小企業等経営強化法」の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者 |
| 補助率 | 中小企業・小規模事業者等 2/3以内 大学・公設試等 定額 | 2/3 |
| 補助限度額 | 4,500 万円/年 ※最長3年間の継続支援。2年目は初年度の2/3、3年目は初年度の1/2を上限 | 3,000 万円/1プロジェクト |
| 補助の要件 | ・「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けること | ・「中小企業等経営強化法」の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けること |
| 事業期間 | 2年間又は3年間 | 2年間 |
| 申請受付期間 | 平成30年3月中下旬～5月中下旬(予定) | |
| お問い合わせ先 | 四国経済産業局地域経済部産業技術課 TEL:087-811-8518 FAX:088-811-8555 URL: http://www.shikoku.meti.go.jp/ | 四国経済産業局産業部新事業促進室 TEL:087-811-8562 FAX:088-811-8565 URL: http://www.shikoku.meti.go.jp/ |

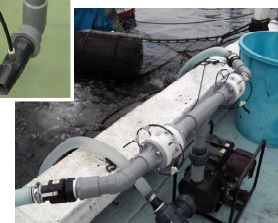
大学等の研究シーズ等を実用化段階へ引き上げるための産学官共同研究を支援

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織 |
| 対象事業 | 大学等の研究シーズに基づき、概ね3年程度で事業化研究(製品化の研究)への移行が見込める、新たな研究開発要素を持った実用化研究 |
| 対象経費 | 装置・設備費、人件費、研究開発費等 ※ただし、3年目は装置・設備費対象外 |
| 委託費 | 1,800 万円以内/年 ※ただし、3年目は1,000万円 |
| 事業期間 | 最長3年度 |
| 申請受付期間 | 平成30年3月26日～5月14日 |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部産業創造課(担当:黒川、岡本) TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9261 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/ |

成果例

ファインバブル(微細気泡)の発生装置の開発

- ・高知高専などの研究を(株)坂本技研が事業化
- ・微細な気泡が溶存酸素濃度を向上させることで、養殖漁業における魚死が顕著に減少し歩留まりが向上するとともに、作業効率が向上することを確認
- ・さらに製品の高付加価値化を進めるとともに、工業分野への応用研究など、新たな分野への展開を推進



成果例

動脈の可視化装置の開発

- ・高知大学などの研究成果を生かし、ベンチャー企業として(株)プラス・メッドを設立し事業化
- ・動脈を可視化することで、動脈への針刺しを確実に行うことができ、患者の負担を軽減する
- ・高知県初となる医療用の機械装置の製造であり、大手医療機器メーカーと連携して販売を開始



事業化段階の技術を活用し、事業化につなげるための共同研究を新たに支援するとともに、さらに多分野での産業利用を推進する共同研究を支援

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | 産学官連携事業化支援推進事業 | 産学官連携多分野利用促進事業 |
| 対象者 | 「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織 | |
| 対象事業 | 大学等の実用化研究の成果や企業の優れた技術等を活用した、2年以内に製品又は試作品開発が見込める研究開発を支援 | これまでの研究成果であるコア技術等が、事業化されている若しくは事業化が確実であるものを、さらに多分野で産業利用するための研究開発を支援 |
| 対象経費 | 装置・備品費、人件費(大学等のみ)、研究開発費等 ※ただし、2年目は装置・設備費対象外 | 装置・備品費、人件費(大学等のみ)、研究開発費等 ※ただし、3年目は装置・設備費対象外 |
| 補助率 | 企業等:対象経費×2/3、大学等:対象経費×10/10 | |
| 補助限度額 | 1,000万円以内/年 | 1,800万円以内/年 ※ただし、3年目は1,000万円 |
| 事業期間 | 最長2年度 | 最長3年度 |
| 申請受付期間 | 平成30年3月26日～5月14日 | |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定する | |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部産業創造課(担当:黒川、岡本) TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/ | |

各フェーズの共同研究を切れ目なく支援

大学等の基礎研究

実用化研究

◆産学官連携産業創出研究推進事業
委託金額:1,800万円以内/年
委託期間:3年以内

事業化研究

◆産学官連携事業化支援推進事業
助成金額:1,000万円以内/年
補助率:企業2/3、大学10/10
助成期間:2年以内

応用研究

◆産学官連携多分野利用促進事業
助成金額:1,800万円以内/年
補助率:企業2/3、大学10/10
助成期間:3年以内

高知県の産業振興

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援する

| | |
|------------------------------------|--|
| 対象者 | 中小企業・小規模事業者、中小企業者による連携体 |
| 対象事業 [革新的サービス] [ものづくり技術] | 以下の①、②のいずれかの要件を満たす事業 ①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ②「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 |
| 対象経費 | 機械装置費、技術導入費、試作品等の開発に係る経費(原材料費)等 |
| 補助限度額 | ①企業間データ活用型:1,000万円 ②一般型:1,000万円 ③小規模型:500万円 ※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能 |
| 補助率 | ①対象経費×2/3以内 ②注1③注2対象経費×1/2以内 注1:先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画(平成29年12月22日以降申請分)の承認を受けた場合の補助率は2/3以内 注2:小規模企業者の補助率は2/3以内 |
| 補助の要件 | 認定支援機関により、事業計画の実効性等が確認されていること 等 |
| 事業期間 | 交付決定日から平成30年12月28日まで(小規模型の場合、交付決定日から平成30年11月30日まで) |
| 申請受付期間 | 平成30年2月28日～平成30年4月27日 |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | 高知県中小企業団体中央会 ものづくり補助金事業推進室 TEL:088-845-6222 FAX:088-845-8010 URL:http://www.kbiz.or.jp/ |

想定事例

- ・水洗いとドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法を可能とするドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供する
- ・高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築し、高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を整備する
- ・医療カテーテル・内視鏡等の制度を向上させるため、マイクロモーターに使用される部品を世界最小クラスまで小型化するための試作開発を行う

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援する

| 対象者 | 経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|--|--------------------------------|--|----|-------------|-------------|-----------|----|------|------|-------|----|---|--|--------------------------------|----------|---|---|---|---------------------|---------|---------|-----|----|---------------|--|--|-----|------|--|--|-----|------|------|------|
| 対象資金 | 設備資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要件等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 600 667 719">制度</th> <th data-bbox="667 600 916 719">①経営計画・事業戦略型</th> <th data-bbox="916 600 1225 719">②先端設備等導入計画型</th> <th data-bbox="1225 600 1509 719">③生産性向上計画型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 719 667 768">業種</td> <td data-bbox="667 719 916 768">限定なし</td> <td data-bbox="916 719 1225 768">限定なし</td> <td data-bbox="1225 719 1509 768">製造業のみ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 768 667 1171">要件</td> <td data-bbox="667 768 916 1171">経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定</td> <td data-bbox="916 768 1225 1171">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定</td> <td data-bbox="1225 768 1509 1171">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1171 667 1301">保証付き融資対象</td> <td data-bbox="667 1171 916 1301">○</td> <td data-bbox="916 1171 1225 1301">○</td> <td data-bbox="1225 1171 1509 1301">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1301 667 1518">利子補給の対象融資額上限（1件あたり）</td> <td data-bbox="667 1301 916 1518">2,000万円</td> <td data-bbox="916 1301 1225 1518">5,000万円</td> <td data-bbox="1225 1301 1509 1518">1億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1518 667 1583">期間</td> <td colspan="3" data-bbox="667 1518 1509 1583">10年（据え置き2年）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1583 667 1641">補給率</td> <td colspan="3" data-bbox="667 1583 1509 1641">1%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1641 667 1706">融資枠</td> <td data-bbox="667 1641 916 1706">10億円</td> <td data-bbox="916 1641 1225 1706">10億円</td> <td data-bbox="1225 1641 1509 1706">10億円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 制度 | ①経営計画・事業戦略型 | ②先端設備等導入計画型 | ③生産性向上計画型 | 業種 | 限定なし | 限定なし | 製造業のみ | 要件 | 経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定 | 経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定 | 経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画策定 | 保証付き融資対象 | ○ | ○ | ○ | 利子補給の対象融資額上限（1件あたり） | 2,000万円 | 5,000万円 | 1億円 | 期間 | 10年（据え置き2年）以内 | | | 補給率 | 1%以内 | | | 融資枠 | 10億円 | 10億円 | 10億円 |
| 制度 | ①経営計画・事業戦略型 | ②先端設備等導入計画型 | ③生産性向上計画型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種 | 限定なし | 限定なし | 製造業のみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要件 | 経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定 | 経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定 | 経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証付き融資対象 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利子補給の対象融資額上限（1件あたり） | 2,000万円 | 5,000万円 | 1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期間 | 10年（据え置き2年）以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補給率 | 1%以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資枠 | 10億円 | 10億円 | 10億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | <p>高知県庁商工労働部経営支援課（担当：西岡・川村） TEL：088－823－9695 FAX：088－823－9138 URL：http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

本県への企業立地の促進(工場等の新設又は増設)

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 製造業を営む事業者 |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※1)を操業開始後1年以内に10人以上(※2)新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から3年以内に操業を開始すること <p>(※1)1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者</p> <p>(※2)地域資源活用型産業(主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合)は5人以上</p> |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費(建物及び附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品) <p>※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む</p> <p>※工場立地法の届出を要する特定工場については、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる</p> |
| 補助率 | <p>補助対象経費 × 10～25%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率:業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合:基本補助率+5% ・投資額1億円以上かつ新規雇用者数20人以上:基本補助率+5% |
| 補助限度額 | 50 億円 |
| 雇用奨励金 | <p>県内新規雇用者数 × 100万円(正規)又は80万円(非正規)</p> <p>※1週間の所定労働時間が30時間以上で6ヶ月以上継続雇用された者</p> |
| 申請受付期間 | <p>随時募集</p> <p>(事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること)</p> |
| お問い合わせ先 | <p>高知県庁商工労働部企業立地課</p> <p>TEL:088-823-9693</p> <p>FAX:088-823-9268</p> <p>URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/</p> |

IT・コンテンツ企業の立地を促進する

| | |
|---------|--|
| 対象業種 | アニメ、ゲーム、アプリ、ソフトウェア、インターネット付随サービス等のIT・コンテンツ関連企業 |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること 等 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費 |
| 補助率 | 補助対象経費 × 20～50% |
| 補助限度額 | 2.5 億円 |
| 事業期間 | 最長3年間 |
| 雇用奨励金 | 正規職員1名につき 120 万円 等 |
| 申請受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | <p>高知県庁商工労働部産業創造課(担当:山本、中村)</p> <p>TEL:088-823-9750</p> <p>FAX:088-823-9261</p> |

産業振興計画に取り組む企業を支援する

| | | | |
|--|---|---------|---------|
| 対象者 | 産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く) | | |
| 対象資金 | 設備資金、運転資金 | | |
| 償還期間 | ①7年以内(据置期間1年以内) ②10年以内(据置期間2年以内) | | |
| 貸付利率 保証料率 | | ①7年 | ②10年 |
| ※貸付利率は変動 | | | |
| | 貸付利率※1 | 2.27%以内 | 2.42%以内 |
| | 保証料率 | 0.30%※2 | 0.25%※2 |
| ※1:貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2% ※2:標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.49%)が適用されます。 ※3:セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますので お問い合わせください。 | | | |
| 貸付限度額 | 1億円 | | |
| 申込み先 | 四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫(H30.4.1現在) | | |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部経営支援課(担当:西岡・川村) TEL:088-823-9695 FAX:088-823-9138 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/ | | |

想定事例

- ・製造品出荷額の増加や商店街振興、観光振興など産業振興計画に沿った事業を行う場合、本制度の活用が可能(設備資金、運転資金とも可)。
- ・また、設備投資に係る補助制度と本制度を合わせて活用し、頭金なしで設備投資を行うことも可能。

民間事業者が市町村との協定に基づき、地域住民の命を守る津波避難施設の整備を行う場合に、その経費の一部を支援する

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 市町村（市町村との間で津波避難施設の指定に関する協定を締結している民間事業者が当該事業を実施する場合） |
| 対象経費 | 従業者等以外の地域住民等も避難できる場所として整備する避難施設（外付け階段、屋上フェンス、屋上デッキ、避難案内看板、誘導灯・照明等、自動解錠装置等、津波避難タワー、備蓄倉庫等）の設置に係る経費 |
| 補助率 | 市町村補助の1／2以内 |
| 補助限度額 | 1,000万円 |
| 補助の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が公表した津波浸水予測域の区域に新設、又は現存する建築物であること ・昭和56年6月1日以降の新耐震設計基準を満たす建築物であること ・津波避難施設として市町村の指定を受け使用させることについて、市町村と協定を締結することができること 等 |
| 申請受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部商工政策課（担当：濱田・公文） TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/ |

【高知市の製造業】

工場に外付け階段や屋上フェンスを整備し、地域住民の避難スペース470人分を確保

【高知市のサービス業】

事務所の屋上に誘導灯や備蓄倉庫を整備し、地域住民の避難スペース118人分を確保

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業(製造業)の耐震改修等に要する費用を支援する

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP(事業継続計画)を策定している者 |
| 対象事業 | ①耐震診断 ②耐震設計 |
| 対象建築物 | ・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等 |
| 補助率 | 対象経費 × 2/3以内 |
| 補助限度額 | ①耐震診断： 133.3万円 ※耐震診断以外に必要な費用(耐震診断結果の評定にかかる手数料等)については100万円を限度に加算できる ②耐震設計： 200万円 |
| 補助の要件 | 耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること |
| 申請受付期間 | 随時募集 |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部商工政策課(担当:濱田・公文) TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/ |

事業承継計画の策定やM&Aに必要となる経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図る

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 事業承継に取り組む事業者 |
| 対象経費 | <p>専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M&A仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費</p> <p>①事業承継計画の策定経費 ②M&A仲介委託経費等</p> |
| 補助率 | 補助対象経費 × 1/2 |
| 補助限度額 | 100万円 |
| 申請受付期間 | 随時募集 |
| 採択事業の決定 | 外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する |
| お問い合わせ先 | <p>高知県商工労働部商工政策課(担当:山岡・公文)</p> <p>TEL:088-823-9692</p> <p>FAX:088-823-9261</p> |

| | |
|------|--|
| 想定事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継計画を策定する際の企業価値の算出経費や計画の作成経費に活用が可能 ・M&Aを実施する際の着手金等に活用が可能 |
|------|--|

後継者育成

伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金

【県（市町村への間接補助）】

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図る

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者（土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用） ※市町村への間接補助 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期研修事業 謝金、通信運搬費、パンフレット作成費 等 ・研修環境整備事業 研修用道具の購入・リース料、修繕費 ・研修者受入事業 研修生：図書教材費、道具代、研修視察費、損害保険料、研修中の生活費 等 研修受入生産者等：謝金 |
| 補助率 | 対象経費 × 2/3 （市町村が1/3 継ぎ足し ただし、研修者受入事業の研修受入生産者等への補助額のうち、5万円までは補助率10/10） |
| 補助限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期研修事業 1事業者につき、30万円/年 ・研修環境整備事業 1事業者につき、30万円/年 ・研修者受入事業 研修生：15万円/月 研修受入生産者等：5～12.5万円/月 |
| 研修期間 | 短期研修事業：5日間以上 研修者受入事業：最長2年 |
| 申請受付期間 | 随時 |
| お問い合わせ先 | 高知県庁商工労働部工業振興課（担当：北代・西尾） TEL：088-823-9720 FAX：088-823-9261 |

活用事例

- 短期研修事業（H29年度）
 - ・土佐硯 1回（5日間）実施
- 研修者受入事業（H29年度）
 - ・土佐和紙：2名、土佐硯：2名、土佐打刃物：4名

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に助成する制度です。

| I | 正社員化コース 助成額 <>は生産性要件該当の場合の額、()は大企業の額 | |
|-----|--|--|
| | <p>有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した事業主に対して助成(正規雇用等へ転換した際、転換前後の6カ月の賃金を比較して5%以上増額していること)</p> | <p>①有期→正規 1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)</p> <p>※正規には「多様な正社員(短時間、地域限定等)」を含む。 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり①③は28万5,000円<36万円>を加算(大企業同額) ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合加算措置あり。 ※勤務地・地域限定正社員制度を新規に規定した場合、1事業所当たり①③は95,000円<12万円>(71,250円<9万円>)を加算 ※②の場合、対象労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が3年以下に限る。</p> |
| II | 賃金規定等改定コース | |
| | <p>全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合</p> | <p>①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1~3人:95,000円<12万円>(71,250円<9万円>) 4~6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7~10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11~100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>)</p> <p>②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1~3人:47,500円<6万円>(33,250円<42,000円>) 4~6人:95,000円<12万円>(71,250円<9万円>) 7~10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11~100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)</p> <p>※中小企業において3%以上増額した場合、①:14,250円<18,000円>加算 ②:7,600円<9,600円>加算 ※「職務評価」手法の活用実施の場合加算措置あり。</p> |
| III | 健康診断制度コース | |
| | <p>有期契約労働者等を対象に「法定外の健診制度」を新規に規定し、4人以上に実施した場合</p> | <p>1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)</p> |
| IV | 賃金規定等共通化コース | |
| | <p>有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新規に規定・適用した場合</p> | <p>1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※共通化した対象労働者(2人目以降)について対象労働者1人当たり2万円<24,000円>(15,000円<18,000円>)を加算(上限20人まで)</p> |
| V | 諸手当制度共通化コース | |
| | <p>有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新規に規定・適用した場合</p> | <p>1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※人数に応じた加算措置及び諸手当の数に応じた加算措置あり。</p> |
| VI | 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | |
| | <p>詳細は労働局にお問合せください。</p> | |
| VII | 短時間労働者労働時間延長コース | |
| | <p>詳細は労働局にお問合せください。</p> | |

対象業種の企業の正社員雇用機会の創出を図るために人材確保・育成を支援する。

| 地域産業活性化コース（製造業、防災関連産業 など） | 地域雇用活性化コース（第一次産業、サービス産業 など） | |
|--|--|--|
| <p><主な対象業種（日本標準産業分類による25業種）></p> <p>食料品製造業(E09) 飲料・たばこ・飼料製造業(E10) 繊維工業(E11) 木材・木製品製造業(家具を除く)(E12) 家具・装備品製造業(E13) パルプ・紙・紙加工品製造業(E14) 印刷・同関連業(E15) 化学工業(E16) プラスチック製品製造業(別掲を除く)(E18) 窯業・土石製品製造業(E21) 鉄鋼業(E22) 非鉄金属製造業(E23) 金属製品製造業(E24) はん用機械器具製造業(E25) 生産用機械器具製造業(E26) 業務用機械器具製造業(E27) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28) 電気機械器具製造業(E29) 情報通信機械器具製造業(E30) 輸送用機械器具製造業(E31) その他製造業(E32) 情報サービス業(G39) インターネット附随サービス業(G40)</p> | <p><対象業種（日本標準産業分類による24業種）></p> <p>農業(A01) 林業(A02) 漁業(水産養殖業を除く)(B03) 水産養殖業(B04) 各種商品卸売業(I50) 繊維・衣服等卸売業(I51) 飲食料品卸売業(I52) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(I53) 機械器具卸売業(I54) その他卸売業(I55) 各種商品小売業(I56) 織物・衣服・身の回り品小売業(I57) 飲食料品小売業(I58) 機械器具小売業(I59) その他の小売業(I60) 無店舗小売業(I61) 物品賃貸業(K70) 専門サービス業(他に分類されないもの)(L72) 広告業(L73) 宿泊業(M75) 飲食店(M76) 持ち帰り・配達飲食サービス業(M77) その他の生活関連サービス業(N79) 娯楽業(N80)</p> | |
| 支 援 事 業 | | |
| <p>《 地域産業活性化コース 》</p> <p>◆中核人材雇用支援事業 企業が人材紹介会社を活用して、製品開発や販路拡大等に関する専門的な知識や技術を有する中核人材を新たに雇用した際の賃金の一部を助成します。 【補助額】給与月額×6ヶ月以内×80% 【補助限度額】1人当たり 134.4万円(月額22.4万円×6ヶ月)</p> <p>◆管理者等派遣研修支援事業 企業の管理者等が、生産現場の改善や販路拡大などの事業拡大につながるものや、人材確保や労務管理等を習得する研修やセミナーに参加する場合の参加費及び旅費の一部、又は自社で管理職員向けセミナー等を開催する場合の講師派遣費用の一部を助成します。 【補助対象経費および補助率】 ・対象となる研修やセミナーの参加費(受講料)及び参加旅費の80% ・講師謝金および講師旅費の80% 【補助限度額】1企業当たり 30万円以内</p> | <p>《 地域雇用活性化コース 》</p> <p>◆中核人材確保支援事業 企業が人材紹介会社を活用して、人事労務管理等の中心的人材を新たに雇用した際の賃金の一部を助成します。 【補助額】給与月額×6ヶ月以内×80% 【補助限度額】1人当たり 134.4万円(月額22.4万円×6ヶ月)</p> <p>◆派遣研修支援事業 企業の職員等が、人材確保や労務管理等を習得する研修やセミナーに参加する場合の参加費及び旅費の一部、又は自社で職員向けセミナー等を開催する場合の講師派遣費用の一部を助成します。 【補助対象経費および補助率】 ・対象となる研修やセミナーの参加費(受講料)及び参加旅費の80% ・講師謝金および講師旅費の80% 【補助限度額】1企業当たり 20万円以内</p> | |
| 《 両コース共通 》 | | |
| <p>◆求職者雇入れ研修支援事業 企業が地域の求職者を正規雇用し、業務に従事しながら又は研修機関に派遣してキャリア形成を促進する場合に、正規雇用した新規採用者の賃金および研修費の一部を助成します。 【補助対象経費および補助額】 (1) 賃金(給与月額×6ヶ月以内) 1人目: 90万円以内 2人目以降: 30万円以内/1人当たり ※「賃金」には、手当類は含まれません。 (2) 研修費および材料費 1人当たり 10万円以内</p> | <p>◆課題解決やキャリアアップを図る人材育成支援事業 従業員のキャリアアップや企業の生産性向上を目指している企業の「人材育成計画」の策定を支援します。 また、企業ヒアリングを実施し、企業の課題に応じたオーダーメイド型研修を実施します。</p> | <p>◆求人力強化支援事業 求人を出しても応募がないなど人材確保にかかる課題を解決するため、採用に関するノウハウ等の勉強会や広報活動支援を実施します。</p> <p>◆従業員の定着に向けた企業の取組促進事業 生産性の向上や従業員が働き続けられる企業を目指して、労働条件・労働環境の整備や経営計画の策定、人材育成をテーマとするセミナー等を開催します。</p> |
| <p>詳細はお問合わせください。 お問合わせ先</p> | <p>高知県経営者協会(地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会) TEL:088-881-2000 http://www.kochi-chipro.jp/</p> | |

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押しする。

| 類型 | 生産性向上設備(A類型) | 収益力強化設備(B類型) |
|---------|---|---|
| 要件 | ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 | ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 | ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) | ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) |
| 確認者 | 工業会等 | 経済産業局 |
| その他要件 | 生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等 ※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は対象外。 | |
| 税制措置 | 即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は 10%) | |
| 適用期間 | 平成31年3月31日までの期間 | |
| お問い合わせ先 | 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL:087-811-8529 FAX:087-811-8558 | |

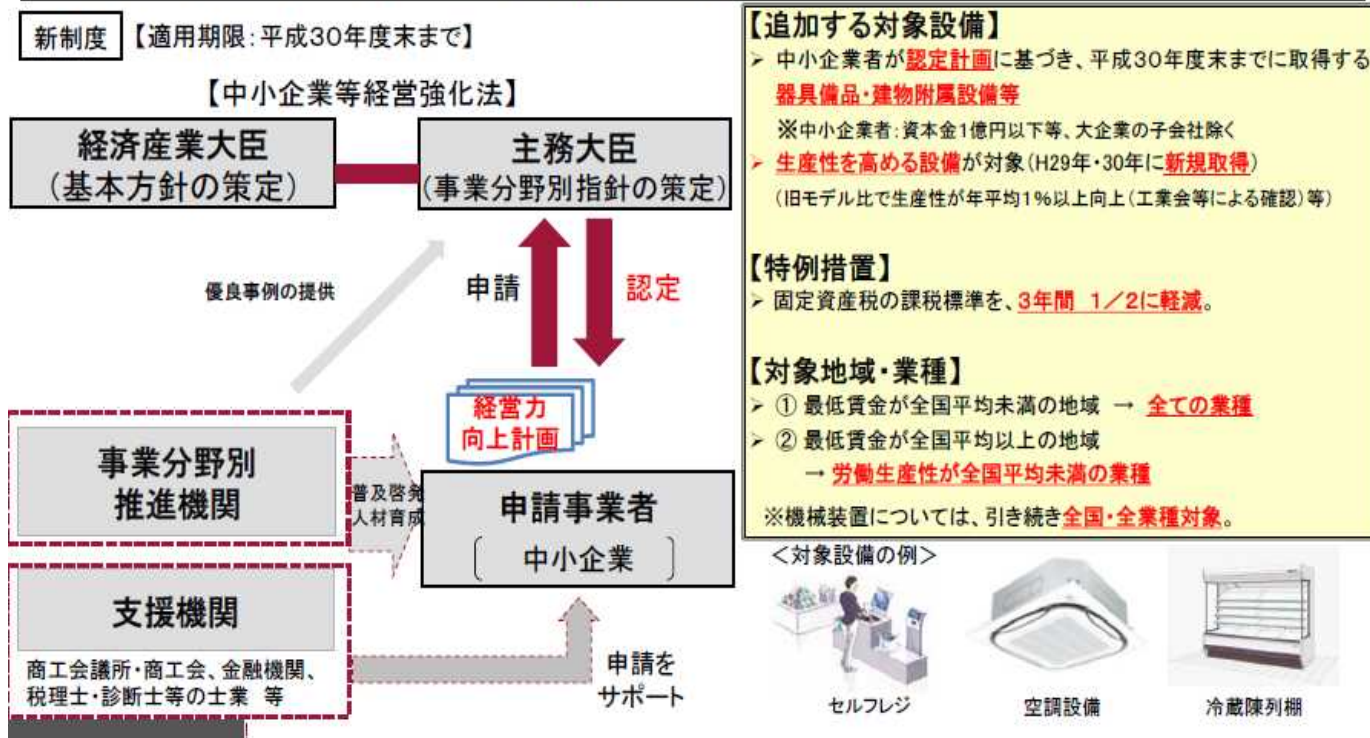
中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)が適用可

| | |
|--------------|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主 |
| 対象設備 (要件) | <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象) |
| 指定事業 | <p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p> |
| 税制措置 | <p>○個人事業主、資本金3,000万円以下の法人、農業協同組合等 : 特別償却(30%) 又は 7%税額控除</p> <p>○資本金3,000万円超の法人 : 特別償却(30%)</p> |
| 適用期間 | 平成31年3月31日までの期間 |
| お問い合わせ先 | <p>中小企業庁事業環境部財務課 TEL: 03-3501-5808</p> |

中小企業が取得する新規の機械装置に係る固定資産税を軽減する。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 中小事業者等 |
| 対象設備 | 以下の要件を満たすもの ①中小企業等経営強化法の「認定経営力向上計画」に基づき取得をした新規の機械装置、器具備品、建物付帯設備等であること ②生産性を高める機械装置であること ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上 等 |
| 適用期間 | 平成31年3月31日までの期間 |
| 税制措置 | 固定資産税の課税標準を 3年間、1/2 に軽減 |
| お問い合わせ先 | 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5808 |

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。



(出典: 経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」)

償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

| | |
|------------|---|
| 対象者 ※1 | 中小事業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者 (大企業の子会社は除く) |
| 対象地域 | 導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2 |
| 対象設備 ※1 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内) |
| その他要件 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと |
| 税制措置 | 固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2(※4)に軽減 |
| 適用期間 | 平成30年4月1日～平成33年3月31日 |
| お問い合わせ先 | 経済産業省企業行動課 TEL:03-3501-1675 |

- ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
 ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

商品開発に係る補助制度の比較表

| | 補助率 | 上限額 | 期間 | 要件 |
|-------------------------|-----------------------|---|-----------|--|
| 農商工連携事業化支援事業等(P. 12) | 2/3 (大学等 10/10) | 500万円/年 (1,000万円※) | 最長 3年間 | 農林漁業者と連携して行う事業であること ※連携体に大学又は試験研究機関を含む場合 |
| 産業振興推進総合支援事業費補助金(P. 13) | 1/2 | 5,000万円 (拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)、 拠点加算: 5,000万円) | 単年度 | 市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること等 |
| 経営革新等支援事業(P. 9) | | 200万円/年 | 最長 3年間 | 経営革新計画、事業戦略、経営計画の策定等 |
| ものづくり事業戦略推進事業費補助金(P. 4) | | 1,000万円 | 最長 2年間 | ・事業戦略を推進することを前提としていること ・補助事業完了時点で市場への投入を想定し、市場等の分析を行っていること ・技術的課題の解決が伴うこと等 |
| 研究会発事業化支援事業費補助金(P. 6) | | 300万円 | 単年度 | 「高知県IT・コンテンツビジネス企業研究会」の事業化プラン認定事業者であること等 |

販路開拓に係る補助制度の比較表

| | 補助率 | 上限額 | 期間 | 要件 |
|-----------------------------|-------------|---|-------|--|
| 農商工連携事業化支援事業等 (P. 12) | 2/3 | 200万円/年 | 1年以内 | 農林業業者と連携して行う事業であること |
| 産業振興推進総合支援事業費補助金 (P. 13) | 1/2 | 5,000万円 (拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)、拠点加算: 5,000万円) | 単年度 | 市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること |
| 経営革新等支援事業 (P. 9) | | 200万円/年 | 最長3年間 | 経営革新計画、事業戦略、経営計画の策定等 |
| 販路開拓支援事業 (P. 10) | 1/2~ 1/4 | 30~100万円/年 | 単年度 | 販路開拓の方向性、ターゲット及び目標数値等が明確であること |
| 研究会発事業化支援事業費補助金 (P. 6) | | 300万円 | 単年度 | 「高知県IT・コンテンツビジネス企業研究会」の事業化プラン認定事業者であること等 |

設備投資に係る補助制度の比較表

| | 補助率 | 上限額 | 対象経費 | 要件 |
|--|--------|---|---|---|
| 産業振興推進総合支援事業 (P. 13) | 1/2 | 5,000万円 (拡大再生産加算 (クラスター加算、 外商加算)、拠点 加算: 5,000万円) | ・建物及び付属設備 ・その他の減価償却 資産 | 市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること |
| 企業立地促進事業 (P. 24) | 10~25% | 50億円 | ・土地 ・建物及び付属設備 ・その他の減価償却 資産 | 投資額が原則5,000万円以上かつ従業員数が10名以上純増する事業であること |
| IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金 (P. 25) | 20~50% | 2.5億円 | ・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費 | ・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること等 |
| ものづくり事業戦略推進事業費補助金(生産性向上計画作成事業) (P. 5) | 1/2 | 150万円 | ・謝金 ・旅費 ・委託費 | ・事業戦略を推進することを前提としていること ・事業戦略を推進するために必要な取り組みとして設備投資を想定していること ・本事業完了時に、作成した生産性向上計画を提出すること |

| | 税制措置 | 対象設備 | 要件 |
|-------------------|--------------------------------|---|--|
| 中小企業経営強化税制(P. 33) | 即時償却 / 税額控除 (7%) | ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア | ・経営強化法の認定 ・生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備であること等 |
| 中小企業投資促進税制(P. 34) | 特別償却(30%) / 税額控除 (7%) | ・機械装置 ・工具 ・ソフトウェア ・貨物自動車 ・内航船舶 | ・一定の価額以上であること ・新品であること等 |

連絡先一覧

| 窓口 | 電話番号 | 実施施策 | ページ数 | |
|--------------|---------------|----------------------|---------------------------------------|----|
| 高知県庁 | 商工政策課 | (088)823-9692 | 民間活力活用津波避難施設整備促進事業 | 27 |
| | | (088)823-9692 | 中小企業耐震診断等支援事業費補助金 | 28 |
| | | (088)823-9692 | 事業承継等推進事業費補助金 | 29 |
| | 産業創造課 | (088)823-9643 | 産学官連携産業創出研究推進事業 | 20 |
| | | | 産学官連携事業化支援事業費補助金[事業化支援推進事業・多分野利用促進事業] | 21 |
| | | (088)823-9750 | 中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金 | 1 |
| | | | 研究会発事業化支援等事業費補助金 | 6 |
| | (088)823-9751 | IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金 | 25 | |
| | 工業振興課 | (088)823-9720 | 高知県IoT推進事業費補助金 | 15 |
| | | (088)823-9720 | 公的調達制度 | 17 |
| | | | 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業 | 30 |
| | (088)823-9724 | ものづくり事業戦略推進事業費補助金 | 4,5 | |
| | 経営支援課 | (088)823-9695 | 防災関連産業交流会 | 11 |
| | | | 高知県中小企業設備資金利子補給金制度 | 23 |
| | 企業立地課 | (088)823-9693 | 産業振興計画推進融資 | 26 |
| 企業立地促進事業費補助金 | | | 24 | |
| 雇用労働政策課 | (088)823-9762 | 企業立地促進事業費補助金 | 24 | |
| 計画推進課 | (088)823-9333 | 高知県地域活性化雇用創造プロジェクト | 32 | |
| 地産地消・外商課 | (088)823-9704 | 産業振興推進総合支援事業費補助金 | 13 | |
| 高知県産業振興センター | 経営支援課 | (088)823-9704 | 食品産業総合支援事業費補助金 | 14 |
| | | (088)845-6600 | 専門家派遣事業 | 3 |
| | | | 経営革新等支援事業 | 9 |
| | | | 販路開拓支援事業 | 10 |
| | 事業戦略課 | (088)845-7110 | 農商工連携事業化支援事業等 | 12 |
| | | | 事業化プラン(製品企画書)作成支援 | 7 |
| 外商課 | (088)845-7110 | 事業戦略策定支援 | 8 | |
| 経済産業省 | 企業行動課 | (088)845-7110 | 見本市への出展 | 16 |
| | | (03)3501-1675 | 中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例 | 36 |
| 中小企業庁 | 財務課 | (03)3501-5808 | 中小企業投資促進税制 | 34 |
| | | (03)3501-5808 | 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例 | 35 |
| 高知県中小企業団体中央会 | ものづくり補助金事業推進室 | (088)845-6222 | ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 | 22 |
| 四国経済産業局 | 産業技術課 | (087)811-8518 | 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業費 | 19 |
| | 新事業促進室 | (087)811-8562 | | |
| | 中小企業課 | (087)811-8529 | 中小企業経営強化税制 | 33 |
| 高知労働局 | 職業安定部職業対策課 | (088)885-6052 | 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) | 2 |
| | | | キャリアアップ助成金 | 31 |
| 高知県商工会議所連合会 | | (088)875-1177 | 小規模事業者持続化補助金 | 18 |
| 高知県商工会連合会 | | (088)846-2111 | | |

支援サイト

| | |
|------------------------|---|
| 未来の企業★応援サイト【ミラサポ】 | URL : https://www.mirasapo.jp/ |
| 中小企業ビジネス支援サイト【J-NET21】 | URL : http://j-net21.smrj.go.jp/ |